

税務課だより

お知らせ 固定資産課税台帳の 縦覧について

納税者の方が、自己の土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。

縦覧期間

4月1日(木)～30日(金)
(土、日、祝日を除く8時30分～17時15分)

縦覧できる人

納税者、納税管理人及び代理権を有する代理人

※土地・家屋を持っていても
固定資産税が課税されていない方は、縦覧資格がありません。

縦覧場所

税務課、各総合支所住民課
記載事項

土地：所在、地番、地目、

地積、価格

家屋：所在、家屋番号、種

類、構造、床面積、
価格

縦覧手数料

無料

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑（法人の場合は会社印又は代表者印）、運転免許証・保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

お知らせ 固定資産課税台帳の 縦覧について

納税義務者ご自身が所有する自己の固定資産について、課税台帳に記載された事項を確認できる制度です。

納税通知書発送時に同封する課税明細書により、ご自分の資産に対する課税内容を確認できますが、固定資産課税台帳の縦覧や固定資産課税台帳に記載された事項の証明の交付を受けることによっても確認することが可能です。

この縦覧制度については、借地人・借家人等の賃借権等を有する方も対象ですが、借地人等である方についてはそ

の賃借権等を有する土地について、借家人等である方についてはその賃借権等を有する土地についてののみ、縦覧又は証明の交付を受けることができます。

縦覧期間
随時（土、日、祝日を除く8時30分～17時15分）
縦覧できる人
納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人、借地人・借家人等
縦覧場所
税務課、各総合支所住民課
記載事項
土地：所有者の住所、氏名、所在、地番、地目、地積、価格等
家屋：所有者の住所、氏名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等
縦覧手数料
有料300円（ただし、納税義務者については縦覧期間中は無料です）
縦覧に必要なもの
納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合

は、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。
※借地人・借家人等については、別途賃貸借契約書・領収書等の書類が必要です。
生活保護法の規定による生活扶助を受けている方の減免申請について
生活扶助を受けている方で減免申請される方は、4月23日(金)までに減免申請書を税務課、各総合支所住民課に提出してください。

お問い合わせ
税務課 固定資産係
☎ 893-11118
吾北総合支所住民課
☎ 867-2300
本川総合支所住民課
☎ 869-2112

お詫びと訂正

広報3月号に折り込みしました「平成22年度各税目・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納期限一覧表」の納付場所に、「四国内の各郵便局」が抜かっておりました。お詫びして訂正いたします。

募集

「いの町地域づくり推進事業」を募集します。

募集の趣旨
町の歴史、伝統、文化、産業などの地域資源を生かし、独自の、個性的な地域づくりを推進するための事業を実施する町内の団体に予算の範囲内で補助金を交付します。

募集期間
4月1日(木)～4月30日(金)
(土、日、祝日を除く)

補助対象団体
町民又は町内に居住者が主体となつて運営されている団体

補助対象事業
団体が自主的に行い、地域づくりに結びつく次に掲げる事業

(1) 人材育成のための事業
(2) 伝統・文化継承のための事業
(3) 地場産業育成のための事業
(4) コミュニティ育成のための事業
(5) その他、地域づくりに関し町長

が特に必要と認めた事業
※国、県の補助対象事業、施設整備等のハード事業及び視察・大会等への参加を主たる目的とした事業は対象となりません。

補助対象経費
事業の実施に要する経費
※団体の構成員に対する人件費等及び飲食に係る経費は対象となりません。

事業承認申請
補助金の交付を受けようとする場合は、事業承認申請書の提出が必要です。提出された申請書を選考委員会で審査した上、承認事業を決定し、申請団体代表者に通知します。

申請から決定までの流れ
① 団体の申請
② 総務課受付
③ 選考委員会での審査
④ 承認事業の決定
⑤ 申請団体代表者への通知

お問い合わせ
総務課 ☎ 893-11113